			② 取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
7.1.7 油圧装置	⑴ 作動油タンク ⑵ フィルター ⑶ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷ 油圧ポンプ ⑸ 油圧モーター ⑹ 油圧シリンダー（作業機用、アウトリガー用に限る。） ⑺ 方向制御弁 ⑻ 電磁弁 ⑼ 圧力制御弁 ⑽ 流量制御弁 ⑾ 逆止め弁（起伏装置用、伸縮装置用を含む。） ⑿ 回転継手 ⒀ オイルクーラー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
7.1.8 操作装置	操作レバー等	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
7.1.9 安全装置 7.1.10 車体関係	⑴ 作業範囲規制装置	① 作業装置を作動させ、自動停止装置及び警報装置の作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。	
		② 各機器の損傷の有無を調べる。	② 損傷がないこと。	
		③ ケーブル及びコードの損傷及び断線の有無並びに絶縁の状態を調べる。	③ 損傷及び断線がなく、かつ、絶縁が良好であること。	
		④ ケーブル及びコードの接続部及び端子部のカバーを開けて、腐食、焼損及び緩みの有無を調べる。	④ 腐食、焼損及び緩みがないこと。	
		⑤ 取付け状態を調べる。	⑤ 取付け状態が適正であること。	
⑵ 水準器		① 水準器の作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。	
		② 損傷の有無及び取付け状態を調べる。	② 損傷がなく、かつ、取付け状態が適正であること。	
⑶ 角度計		① 起伏角度の範囲内で起伏操作を行い、作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。	
		② 角度計の損傷の有無及び目盛等の鮮明度を調べる。	② 損傷がなく、かつ、目盛等が鮮明であること。	
		③ 取付け状態を調べる。	③ 取付け状態が適正であること。	
⑷ 下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
⑸ アウトリガー	a ビーム、ビームボックス及びフロート（ホイール式のものに限る。） b ロック及びロックピン等（ホイール式のものに限る。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
⑹ 旋回フレーム及びブラケット ⑺ 旋回ベアリング及び旋回ギヤ ⑻ 旋回減速機 ⑼ 旋回ロック ⑽ ペダルロック及びレバーロック ⑾ キャブ（ヘッドガードを含む。）		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
⑿ 飛来物防護設備		亀裂、変形及び腐食の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂、著しい変形及び腐食がないこと。	